

令和5年度

# 事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

公益財団法人 神奈川県労働福祉協会

## 目 次

事業方針	1
主要事業体系	2
I 日雇労働者、ホームレス等の就労支援	
1 日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業	3
2 日雇労働者等に対する技能講習事業	3
3 ホームレス等に対する就業支援事業	4
4 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業	4
II 労働関係情報の収集及び提供	
1 労働情報総合センター(ポータルサイト)運営事業	4
III 保育を通じた子育て支援	
1 ことぶき保育園における保育事業	4
2 東門前保育園における保育事業	5
3 大師保育園における保育事業	5
IV 視覚障害者の資格取得支援	
1 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業	6
V 労働に関する講座等の開催	
1 労働教育事業	6
VI 神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営	
1 神奈川県立かながわ労働プラザ管理運営事業	7
VII 川崎市生活文化会館の管理運営	
1 川崎市生活文化会館管理運営事業	9
VIII 運営体制の強化	10
資料	12

# 協会の設立目的

日雇労働者その他の就業意欲のある者に対し、自主的、自立的な就労を支援するため無料の職業紹介事業その他の事業を行うとともに、勤労家庭の児童に対し、健全な育成を支援するため保育所における保育事業を行うことにより、労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与する。(定款第4条)

## 令和5年度事業方針

### 1 公益目的事業について

日雇労働者・ホームレス等への就労支援については、雇用の安定と自立の促進に結びつくよう、着実に取り組む。

保育を通じた子育て支援については、協会の保育園として一体感を共有しつつ、3園それぞれの特色を活かした質の高い保育の提供に取り組む。また、保育士の定着に向け、いつまでも働き続けたい職場づくりに努めるとともに、安定した保育園経営を実現するため、3園と事務局が一体となり収支改善に取り組み、将来に向けた必要な積立の確保等を推進する。

労働教育事業については、社会情勢や近時の法改正等を踏まえ、多岐にわたる視点から雇用・労働環境の向上に資する内容の題材を取り上げ、労働関連の正しい知識の普及啓発を積極的に行うとともに、勤労者がその能力を十分に発揮し、豊かで健康的なキャリア形成の実現を図れる様、職業能力の開発や人材育成の促進に努め、神奈川県労働大学講座を始めとした講座等の実施に取り組んでいく。

その他の公益目的事業(労働関係情報の収集・提供、視覚障害者の資格取得支援)についても、着実に取り組む。

### 2 収益事業について

第4期指定管理期間の3年目の神奈川県立かながわ労働プラザ(Lプラザ)及び川崎市生活文化会館(てくのかわさき)の施設運営は、協会の経営の礎となるものであり、事務局と2館が緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症に対する対応の変化を速やかに把握し、適切な取り組みにより収益事業の確実な実施に取り組む。

また、将来の安定した収益事業の確保のため、プロジェクトチームによる情報収集、新たな指定管理施設等の獲得方策の研究等に取り組む。

### 3 法人運営事業について

協会の健全で持続的な成長と価値の創出を実現し、社会的信頼に応えるためには、運営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、機動的な対応等良質な法人統治(コーポレート・ガバナンス)体制の強化が重要であるとの認識のもと、諸規程の整備及び体制の構築・整備など協会のガバナンスの強化に取り組む。

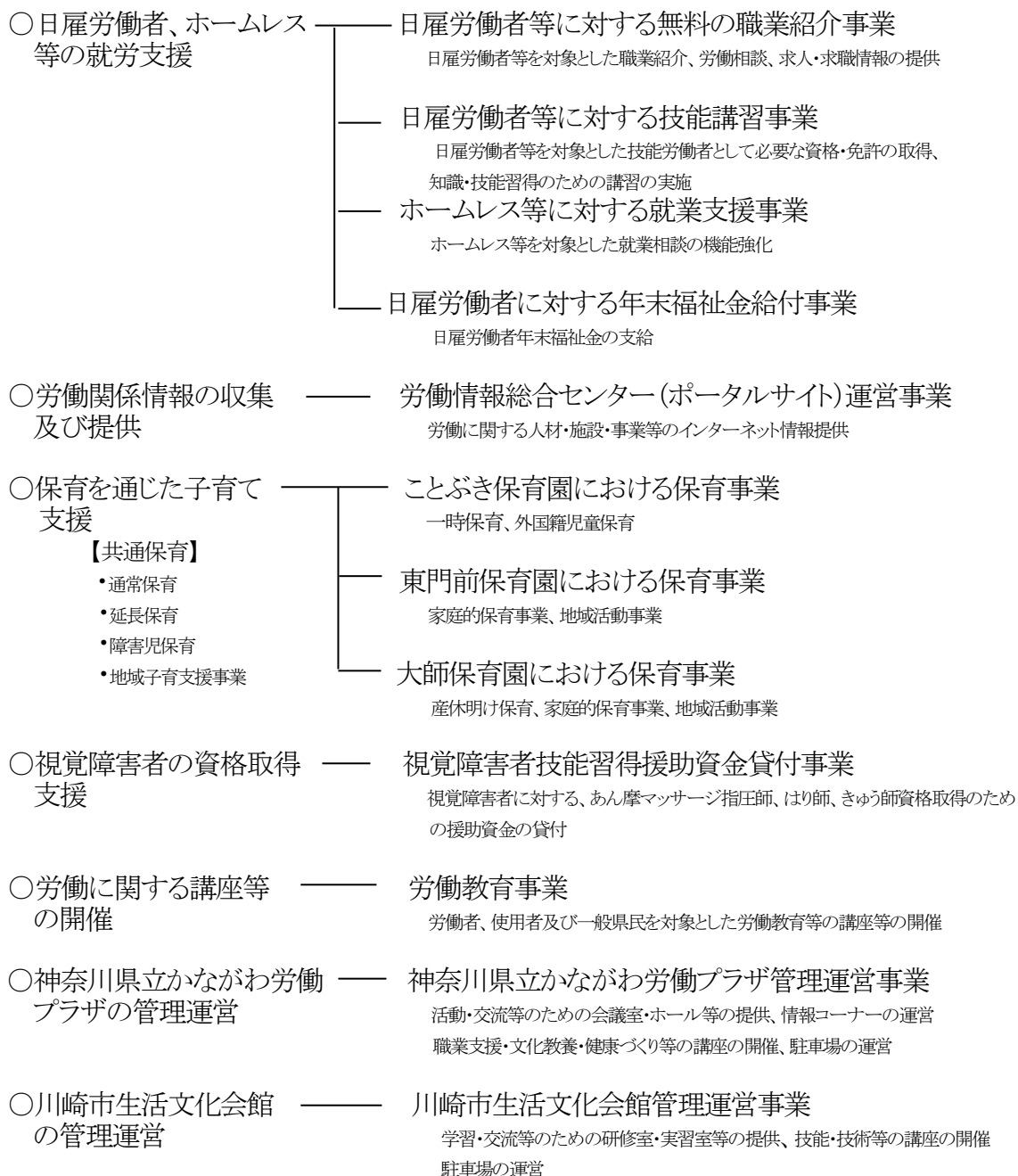
また、当協会の将来を見据えた計画的な職員の採用と育成を行うとともに、適材適所の職員配置を行う。併せて労働環境の整備については、働き方改革に積極的に取り組み、職員にとって「働きやすい職場・働きがいのある職場づくり」を推進する。

さらに、協会の長年の課題である業務効率化については、グループウェアの導入などICT化の推進や業務のアウトソーシングの積極的な活用、給与システム及び財務システムの新規導入により業務全体の効率化、合理化、省力化を図る。

こうした取り組みを通じて、協会の設立目的の実現を図り、公益財団法人として公益の増進に最善を尽くしていく。

## 主要事業体系図

### ■ 労働福祉の充実と雇用の安定をめざして



# 公益目的事業

## I 日雇労働者、ホームレス等の就労支援

### 1 日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業

#### (1) 無料職業相談・職業紹介の実施

横浜市や川崎市の大都市部を中心に集まる日雇労働者を始め、様々な事情から不安定な就労を余儀なくされている方々に対し、雇用の安定、労働条件の改善等を図るため、無料で職業相談、職業紹介等を行い就労につなげていきます。

#### (2) 求職者ニーズに適合した求人開拓及び利用勧奨の実施

現在の建設業を中心とした日雇・有期求人の減少傾向を踏まえ、製造業、造園業、解体業や倉庫業分野など日雇労働者等への求人の確保につながると考えられる業種に対しても、求人開拓及び利用勧奨は年間800件を目標として実施し、求人・就労機会の増加を図ります。

また、高齢化が進む日雇労働者については、求職者ニーズに対応するため、体力を要する建設業以外で、比較的軽作業と考えられる清掃業や警備業など継続的な就労が可能な分野の求人の確保に努め就労機会の増加につなげていきます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症への対応が見直されることから、電話、文書等を活用した登録、利用勧奨を拡充し、訪問による求人開拓を積極的に実施します。

#### (3) 県内全域を視野に入れた求職登録者増の取組み

当協会ホームページを通じ、失業中の方等、不安定な就労に置かれている県内の方々へ寿労働センター無料職業紹介所の無料職業相談・職業紹介の情報を提供するとともに、県内の各関係機関にパンフレット、チラシ等を配布、情報提供し、求職者登録の拡大に取り組みます。

#### (4) 常用雇用による安定した就労への誘導

当センターでは、日雇労働者を始め、様々な事情から不安定な就労を余儀なくされ、現状からの脱却・持続可能な就労を目指している県民の方々に対し、気軽に相談し、安定的な就労を目指していくために必要な面談を行い、①就職支援セミナーへの誘導、②求人者（事業主）とのマッチング、③就労に必要な技能講習や資格取得をサポートし、より安定した就労につなげていく取組みを行います。

### 2 日雇労働者等に対する技能講習事業

#### ～常用雇用へ移行できる可能性を高める技能講習の実施～

神奈川県内の日雇労働者、自立支援施設入所者、失業中等で不安定な生活を余儀なくされている方々等に対して就労機会の増加を図るため、免許・資格の取得や技能の習得を目的とした技能講習を実施することによって、職業能力の開発を図り、就労の可能性及び常用雇用へ移行できる可能性の向上を図ります。

技能講習は、寿労働センター無料職業紹介所で主に取り扱う建設業関係の求人に適合し、就労につながりやすいと考えられる科目の建設業関連、車両系講習を実施するとともに、建設業以外の就労を希望する方々のために、パソコン講習、介護職員初任者講習、医療事務講習、危険物取扱者講習等、また、新たに介護事務講習、ハウスクリーニング講習等を実施し、多様な業種への就労が可能となる技能講習科目を加え、年間30科目100人の受講者数を目標とします。開催にあたっては、技能講習受講者にとって、もっとも効果的・効率的に必要な知識・技能を習得できるように企画した通所講習を行います。

受講の促進を図るため、神奈川県内の公共機関、関係団体、自立支援施設等に、講習実施チラシ及びポスターを配布・配架するとともに、寿労働センター無料職業紹介所のホームページを活用する等、積極的な周知・広報活動を推進し受講者数の目標を達成できるよう取り組みます。

さらには、常用就職を希望する日雇労働者のハローワークへの誘導や、自立支援施設の訓練ニーズ等に係る情報交換を行うなど関係機関との連携の強化を図り、技能講習修了者の就職等に結びつくよう取り組みます。

また、技能講習受講後の就労状況等を追跡・調査・把握することにより、円滑な定着指導につながるよう取り組みます。

### 3 ホームレス等に対する就業支援事業

#### ～寿労働センターのノウハウを活かした就業支援の実施～

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方々に対して、就業機会の確保や就業による自立促進を図るため、横浜市・川崎市の自立支援施設に相談室を設置し、安定した仕事に就くことにより自立を目指す入所者に対し、長年、培ったノウハウを活かした①職業相談、②職業紹介、③日雇労働者等技能講習への誘導、④神奈川県ホームレス就業支援協議会が実施している職場体験講習等へ誘導し、就業支援を効果的・効率的に実施できるよう取り組みます。

### 4 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業

横浜市内に居住し、横浜公共職業安定所横浜港労働出張所に求職登録している日雇労働者に対し、年末年始期の生活を支援し、勤労意欲の向上を図るため、年末福祉金27,000円(予定)を令和5年12月に口座振込により給付します。

## II 労働関係情報の収集及び提供

### 1 労働情報総合センター(ポータルサイト)運営事業

当協会のホームページに開設している労働関係情報検索サイト「労働情報総合センター」の利便性を向上します。利用者が見やすく必要な情報を簡単に取得できるよう随時更新して、県内の就労関係、労働相談、資格・試験、労働問題等に関する情報を適時、適切に発信します。

## III 保育を通じた子育て支援

保育を必要とする勤労家庭の乳幼児への特色のある保育を通じて、児童の心身の健やかな成長を目指すとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援、地域の家庭保育への支援など多様化した社会ニーズに的確に応え、地域とともに歩む児童福祉施設として運営していきます。

また新型コロナウイルス感染症対策として、密にならない保育環境や保育室や遊具の消毒など環境を整えていき、幼児クラスでは手洗い指導など衛生面の指導を行っていくとともに、保護者が安心して利用できる保育施設の運営に、慢心することなく真摯に取り組むを継続して行っています。

併せて、職員奨学金編成支援制度の制定など保育士の確保と定着を図るとともに、しっかりとした経営感覚をもって保育園の運営に取り組み、持続可能な魅力ある保育園づくりを推進します。

### 1 ことぶき保育園における保育事業

#### (1) ことぶき保育園の特色を活かした保育

ア 待機児童対策として、入所児童定員(60名)を超えた児童を受け入れます。

- イ 障害児童を積極的に受け入れ、横浜市と連携して児童の発達段階に応じた適切な保育を行います。
- ウ ことぶき保育園に集う多くの外国籍児童の保育を通じ、国際性豊かな人材育成の視点を重視した保育を行います。
- エ 地域の子育てを支援するため、保育園等未入所児童の保護者を対象に、グランマ保育園事業を行い、園庭、プール解放、絵本の貸出、育児相談を開催します。(コロナウィルス感染症拡大の状況によって変更あり。)

## (2) 地域との交流 ～地域にねぎし、地域とともに発展する保育園を目指して～

横浜市寿地区「七夕」「夏祭り」「敬老を祝う会」などの地域行事に積極的に参加し、世代を超えた地域の方々との交流を深めます。(コロナウィルス感染症拡大の状況によって変更あり。)

- (3) 児童一人一人の個性と能力をはぐくむため、特色ある教育として令和4年度から実施している「ICT教室」を引き続き実施します。また令和5年度から新たに「ダンス教室」も実施します。
- (4) 地域からのニーズを踏まえ一時保育を実施します。

## 2 東門前保育園における保育事業

### (1) 東門前保育園の特色を活かした保育

- ア 待機児童対策として、入所児童定員(60名)を超えた児童を受け入れます。
- イ 障害児童を積極的に受け入れ、川崎市と連携して児童の発達段階に応じた適切な保育を実施します。
- ウ 川崎市から「家庭的保育事業」の委託を受けた連携保育所として、家庭福祉員が保育する児童との交流保育や同児童の受入れを行うとともに、園や地域の行事及び地域の子育てに関する情報を提供します。
- エ 地域の子育て支援のために、未入所児童、地域児童を対象とした行事を中心に交流を図ります。
- オ 令和5年度より外部講師を迎え「体操教室」を取り入れ、更なる幼児期の身体発達を促していきます。

### (2) 地域との交流 ～地域にねぎし、地域とともに発展する保育園を目指して～

- ア 保育園等未入所児童の「健康相談」や離乳期の乳児をもつ保護者を対象とした「離乳食試食会」等を実施します。
- イ 園庭・プールの開放や園が行う移動動物園、七夕、節分、ひな祭りの行事を通しての地域住民との世代を超えた交流を実施します。

### (3) 施設・設備の整備(中長期施設・設備整備計画による改修・交換整備の実施)

窓枠や戸車の修理、壁クロスの改修・交換、床の削り修繕により、保育環境の向上を図ります。

## 3 大師保育園における保育事業

### (1) 大師保育園の特色を活かした保育

- ア 待機児童対策として入所児童定員(130名)を超えた児童を受け入れます。
- イ 令和5年度はこれまで構築してきた「環境保育の継続とさらなる充実」「保育内容の向上」「自然活動を通しての食育活動の取組み」「地域における子育て支援活動」一層充実させ、良質な保育サービスを提供します。
- ウ 産休明け保育児(生後43日目)を受け入れます。
- エ 保育園未入所の児童や保護者に対し、体験保育、育児相談、保育園行事へのお誘いなど、地域の子育てを支援します。
- オ 川崎市から「家庭的保育事業」の委託を受けた連携保育園として、家庭福祉員が保育する児童との交流保育や同児童の受入れを行うとともに、園や地域の行事及び地域の子育てに関する情報を提供します。
- カ 令和5年度より外部講師による「体操教室」を幼児(3歳以上)クラスに取り入れ、更なる幼児期の身体発達を促していきます。

### (2) 地域との交流 ～地域にねぎし、地域とともに発展する保育園を目指して～

地域の子育てを支援するため、引き続き保育園等未入所児童の「体験保育」「育児相談」や園庭を実施するとともに、地域の住民に対し、園が行う移動動物園、焼き芋、お正月を楽しむ会にご招待し、世代を超えた交流を深めます。

### (3) 施設・設備の整備

保育環境の向上のため、給食室床張り替え工事、寝具買い替え、おむつのサブスク、園児ロッカー購入などを行います。また、テラスにある組立プールの更新工事にも引き続き取り組みます。

## IV 視覚障害者の資格取得支援

### 1 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業

中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職しようとする視覚障害者の技能習得を容易にし、職業的自立を促進するため、障害等級6級以上の方に36か月を限度に月額46,000円を貸し付け、あん摩マッサージ指圧師等の免許資格を取得した場合は、貸付金の返還を免除します。

## V 労働に関する講座等の開催

### 1 労働教育事業

全ての働く人が健全な就業をすることにより、心身共に豊かな生活を送るために、労働関連の知識の普及啓発及び職業能力の開発や人材育成を促進する労働教育事業を推進し、雇用・労働環境の向上、職場における労働問題の解決、労働者生活全般の安定向上を図ることを目指します。また、最新の労働情勢や労働法改正などのトピックスを取り上げ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及びテレワークの推進の支援など、受講サービスの向上を図るため、Zoom（WEB会議システム）等オンラインシステムを利用したライブ講座及びWEBオンデマンド講座を開催します。

#### (1) 神奈川県労働大学講座

神奈川県との共催により、労働者、使用者及び一般県民の方々を対象として、労働問題等に関する知識を体系的に提供することにより、広い視野と合理的かつ客観的な認識力、判断力を培い、労働問題の自主的解決能力の向上を図り、紛争の未然防止や労働環境の改善等に資するとともに、労働問題に関する正しい認識と理解を啓発し、労働者の生活全般の安定向上を図ることを目的として、労働法、人事労務管理、労働経済、及び労働福祉等の分野に関する各種法令、制度等の基礎的知識等を体系的・実践的に学ぶ講座を7月から3月の間に全30講座開催します。

#### (2) 労働講座

働く人が知っておくべき労働法や労務管理に係る内容の講座を開催します。

#### (3) 労務管理実務講座

人事労務担当者、管理監督者、労働組合幹部等が知っておくべき労務管理に係る実務的内容の講座を開催します。

#### (4) 課題別労働講座

労働問題の今日的課題や、法改正、重要判決等、最新の動向を踏まえ重要ポイントや求められる対応な分かりやすく解説する講座を開催します。

#### (5) 働く人の健康講座

人が健康的に働く上で必要な基礎知識を提供する短期講座を開催します。



# 収 益 事 業

令和5年度の指定管理施設運営については、利用者の声を大切にし、創意工夫をこらして、施設の利用率及び利用者満足度のより一層の向上を図るとともに、分担と協業による業務体制の見直しに取り組んでいきます。

また、会館従事職員と当協会事務局職員で構成する「指定管理部会」において、管理運営のあり方、事業計画、進行管理、利用者からの意見・要望への対応等の検討や利用者数・利用率の状況の分析を行い、業務運営の更なる改善に努めます。

## VI 神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営

### 1 神奈川県立かながわ労働プラザ管理運営事業

#### (1) 目標値の設定

令和5年度の利用人員の目標値を未だに残る新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ22万人とし、様々な取組みにより達成します。

#### (2) 充実した施設・設備の提供 ～利用者には喜ばれる施設づくりを目指して～

施設・設備を適切に管理し、利用者の利便性をより向上させていくため、施設設備等維持管理年間計画に基づき、計画的な維持管理に努めます。

#### (3) 戦略的広報・PR等の展開 ～更なる利用者増・利用者サービスの向上を目指して～

ア プラザのホームページを県民の皆様とプラザをつなぐコミュニティサイトとして「更なる利用者増」及び「利用者サービスの向上」を目標に据え、随時更新し、利用者が必要とする情報（講座の開催の案内や開催状況、各種サービスプラン等）を適宜配信するとともに、より分かりやすく、使いやすい仕組みを構築します。

イ 利用者が具体的に使いたい会場（ホール、会議室等）をイメージしやすくなるよう、ホームページ上の映像で見ることが出来るGoogleインドアビューを配信します。

ウ Facebook等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用して、各種講座開催予定や講座開催状況等を配信します。

エ ホームページ上に利用者のご意見・ご要望をいただくコーナーを設け、「みなさんの声」「利用者満足度調査」の対応状況等も公開します。

オ 利用者・地域等との交流や、ふれあいを深めるため、イベントの紹介、自主事業開催のお知らせ、労働プラザ利用団体・サークル紹介等の記事並びに広告を掲載した「プラザ通信」を年3回（7月・10月・3月）発行します。

カ 各種サービスプラン（音楽スタジオひとり割プラン・長時間利用応援プラン等）を実施してまいります。

キ 年齢的・身体的条件に関わらず、プラザのホームページの情報にアクセスし利用できるように、ウェブアクセシビリティの導入の準備をします。

ク 講習会や研修会等の利用ニーズを拡大させるため、企業や団体等を直接訪問して当施設をPRする等、新規利用者の増に努めます。

ケ インターネット環境が整っていることをPRし、リモート会議や配信等の新たな需要を掘り起こします。

**(4) 講座等の開催 ～労働福祉の拠点性を高めるために～**

ア 文化教養・労働・生活・健康・資格取得の5つをキーワードに、年20講座以上を開催します。

イ 労働に関する講座では、労働者を取り巻く様々な諸問題や労働者支援対策、就業支援対策、資格取得、スキルアップ、メンタルヘルス等を中心に実施します。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止していた「プラザフェスタ」についても、開催規模等を熟慮しながら開催をしていきます。

**(5) 労働情報コーナーの機能拡充 ～利用者の利便性向上のために～**

各種労働図書・資料を収集するとともに、図書の閲覧コーナーを設置して、県民が必要とする情報提供やレファレンスサービス等を行います。

毎月テーマを定め、それに関する書籍等を展示する企画展を実施します。また、毎年度好評の神奈川県労働大学講座講師の著作による図書を収集し、「労働大学コーナー」を設置し、来館者にわかりやすく配架します。

県立2館の図書館（県立図書館・県立川崎図書館）との連携により、100万冊を超える蔵書からかながわ労働プラザ情報コーナーを通じて貸し出し、県民の皆様の利便性の維持に努めてまいります。

新着図書や労働関係統計などの情報を発信する「労働情報コーナーだより」を隔月1回発行します。国際経済情勢や改正労働法等時宜にかなったテーマを月ごとに設定し、そのテーマに関係する書籍を受付カウンターに配架します。

令和5年度より新たな図書システムを導入して、利用者の利便性を図っていきます。

**(6) より親しみ易い、使い易い「プラザ」づくり**

ア プラザのホームページを県民の皆様とプラザをつなぐコミュニティサイトとして「更なる利用増」及び「利用者サービスの向上」を目標に据え、随時更新し、利用者が必要とする情報（講座の開催のご案内や開催状況、各種サービスプラン等）を適宜配信します。（再掲）

イ 1階交流広場に季節ごとの花々等を配置し、彩のある癒しの空間を提供します。

ウ 利用サークルを対象とした、貸しロッカーサービスを実施します。

エ 新型コロナウイルスへの対応の見直しの状況を見極めたうえで、プラザ市を開催し、地域住民との交流を図るため、NPO団体や障害者団体等との連携協働による地場産の野菜や地域作業所製品等の販売を行います。

**(7) 環境保全のための取組み ～地球にやさしい施設づくり～**

ア 当協会職員、プラザ職員、委託業者、かながわ労働センター職員により構成された「プラザ施設維持管理推進会議」において、施設整備や光熱水費削減、館内外の環境や美化等の施設維持管理業務の効率化及びエネルギーや廃棄物の削減等に取り組みます。

イ 平成25年度比で電気15.4%、ガス5%、水道10.5%の使用量の削減目標を設定し、その実現に取り組みます。

**(8) 危機管理への備え ～安全・安心な「労働プラザ」を目指して～**

ア 大規模災害等発生時における避難所等としての使用、帰宅困難者等の受入れに対応するため、水・毛布・食料品等の災害備蓄品を計画的に整備します。

イ 中区災害対策連絡協議会の一員として、区民の生命、身体を災害から守るため、速やかに災害応急対策（災害時の一時避難所）に協力します。

ウ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大の防止に備え、利用者用消毒液の設置、換気対策、啓発ポスターの掲示、ピークオフ通勤に取り組むほか、行政による感染症拡大防止策に協力します。

エ かながわ労働センターが実施する防災訓練に参加するほか、夜間等における限られた人員を想定した自衛防災組織を編成し、防災訓練を実施します。

オ 地域住民等を対象とした防犯講習会を開催します。

### (9) 進化・発展する「労働プラザ」を目指して

プラザ職員と当協会事務局の職員で構成する「プラザマネジメント会議」において、管理運営のあり方、事業計画の進行管理や利用者からの意見・要望への対応の検討、利用者数・利用率の状況や自己評価の分析を行い、業務運営の更なる改善に取り組みます。

また、職員の資質向上を図るため、接客や各種のハラスメント、障がい者対応等に関する研修を職員に施し、より質の高い施設運営につなげます。

## Ⅶ 川崎市生活文化会館の管理運営

### 1 川崎市生活文化会館管理運営事業

#### (1) 目標値の設定

令和5年度の利用人員の目標値を新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ16万人とし、様々な取組みにより達成します。

#### (2) 充実した施設・設備の提供 ～利用者に喜ばれる施設づくりを目指して～

ア 施設・設備を適切に管理し、利用者の利便性をより向上させていくため、「施設設備等維持管理年間計画」に基づき、計画的な維持管理に努めます。

イ 引き続き、照明器具をLED電灯などの省エネ機器への交換を進め、節電効果を高めます。

ウ 設備の拡充及び老朽備品等の更新を進めてまいります。

エ 利用者への利便性の向上を図るため、引き続きロッカーの貸出しを行います。

オ 会議や研修等の際のお弁当の手配を行います。

カ カラーコピー機の設置及びファクシミリの送受信のサービスを実施し、利用の促進を図ります。

キ 館内のWi-Fiの充実を図り、利用者の利便性を高めます。

#### (3) 戦略的広報・PR等の展開 ～更なる利用者増・利用者サービスの向上を目指して～

ア てくのかわさきのホームページを「更なる利用者増」及び「利用者サービスの向上」を目標に据え、利用者が必要とする情報にスムーズに到達していただけるよう、改良に努めます。

イ てくのかわさきホームページを、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」における「ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」に基づき、日本工業規格「JIS X8341-3:2016」の達成等級AAに準拠して、様々な利用者の利便を図ります。

ウ 情報発信機能を強化するため、ホームページの他に、SNSを利用して、事業報告や各種講座開催予定等を配信し広報・PRに努めます。

エ 技能職者、利用者、地域との交流を深めるため、講座のご案内、サークル紹介、川崎市技能職団体連絡協議会加盟企業の紹介記事を掲載した「てくのだより」を年4回（6月・9月・12月・3月）発行します。

オ 常設展示コーナーの展示物については、川崎市技能職団体連絡協議会の職人が使用していた各種道具類のほか、関係企業の協力をいただき新技術や新製品などの展示物や、利用サークルに作品等、定期的に入れ替えます。

カ 「てくのまつり」への出展や講座開催により、日頃の活動の発表の場を提供できる「てくのかわさき」を活動拠点とすることの利点をPRすることにより、利用促進を図ります。

#### (4) 川崎市技能職団体との連携・協働による講座等の開催 ～技能・伝統の継承を目指して～

- ア 市民生活を支える技能等の大切さを広く市民に普及・啓発するという設置目的に沿った提案事業を、実習室、ホール、研修室を有効に活用し、開催します。
- イ 利用団体の活動の発表の場、技能職者との交流を図り、プロの技に身近に接する機会を提供する場や、市機関、市関係団体等の情報提供、PRの場として、「2024てくのみつり」を令和6年2月（予定）に開催します。
- ウ 川崎市技能職団体連絡協議会やかわさきマイスターと連携・協働して、「ものづくり体験教室」や子供向け「夏休み・春休みものづくり体験教室」を開催します。

#### (5) 環境保全のための取組み ～地球にやさしい施設づくり～

- ア 館内機関・団体や委託業者等で構成する「業務効率化推進委員会」において、施設整備や光熱水費削減、館内外の環境や美化等の施設維持管理業務の効率化を図り、エネルギーや産業廃棄物の削減、事務機器、消耗品等のグリーン購入目標を100%に設定し、その実現に向けて取り組みます。
- イ 冷暖房を事務室で集中管理を行い省エネに努めるとともに、照明器具のLED化を進めるなどハード面での更新を図ります。

#### (6) 危機管理への備え ～安全・安心な「てくのかわさき」を目指して～

- ア 危機管理マニュアルを常に整備するとともに、災害や種々の危機に備え、自衛消防組織の整備、防災訓練の実施、災害等緊急事態発生時の対応、救急救命の研修を行います。また、災害時において市民、帰宅困難者の指定避難場所として市や区と連携し災害時にスムーズな対応ができるよう、研修や訓練を実施し、備蓄品等も整備します。
- イ 新型コロナウイルス等の感染症の予防に備え、利用者用消毒液の設置、啓発ポスターの掲示等を行います。

## 法人運営

令和5年度は、持続可能な協会運営の観点から、ガバナンスの強化、労働環境の整備、人的・財政的基盤の強化、ICT化の推進を重点項目とし、次にあげる取組みを推進します。

### 1 ガバナンスの強化

協会がより一層の社会的信頼を築いていくため、ハラスメント防止規程、情報セキュリティ関係等の規程について全職員に意識啓発を図ります。また、既に設置しているハラスメント・コンプライアンス等の通報窓口について職員への周知を図りより強固なガバナンスの強化を図っていきます。

### 2 労働環境の整備の取組み

令和元年度から「働き方改革関連法」が順次施行される中、より良い職場環境づくりのため、引き続き同一労働同一賃金、時間外労働の減少、有給休暇の取得の促進等に取り組むことにより、ワークライフバランスの実現を図り、働きがいがあり、長く働き続けたい職場づくりに取り組みます。

また、令和4年10月に改正された育児・介護休業法に対応するため整備した規程等、職員への周知を図り、両立しやすい環境づくりに取り組みます。

令和5年度より「職員奨学金返済支援制度」及び「メンター制度」など労働者に寄り添った制度を導入していきます。

### 3 人的・財政的基盤の強化

当協会の将来を見据え、計画的な職員配置と各事業のリーダーとなる人材の育成を行うとともに、協会を担う職員の採用に向けて取り組んでまいります。

さらに専門的な業務については、外部専門職への委託により人的基盤の強化を図ります。

また、協会のあらゆる事業について、経営感覚をもって必要な見直しを行い、最小限の費用で最大限の効果をあげられるよう取り組みます。

#### 4 法人全体でのICT化の推進

持続可能な法人運営を実現するために、グループウェア・Zoom等の活用によるICT化をより一層推進するとともに、給与システム及び財務システムについても効率化、合理化、省力化を図ります。

また、業務の属人化を解消し、誰もが業務遂行できる業務の標準化に取り組みます。

#### 5 新たな指定管理施設獲得に向けての取組

現在、指定管理者として川崎市より選定を受け管理運営を行っている「川崎市立労働会館」が令和5年3月31日をもって休館となり、その後再編整備を経て、新たな施設「(仮称)川崎市民館・労働会館」として令和6年度中に供用開始となる。

この新たな施設においても指定管理者制度が導入されることから、引き続き指定管理者として選定されるべく、応募に向けた具体的準備を進める。

この新たな施設は、市民館機能と労働会館機能が同一施設に集約され、人が多く集まることにより施設の賑わいをもたらし、周辺のまちづくりの拠点としての役割が求められ、さらに、社会教育振興、勤労福祉等の事業の実施と貸館、施設の維持管理の着実な実行が指定管理者には求められることから、社会教育関係や、多額の費用をかけてリノベーションされる施設の長寿命化、ファシリティマネージメントの導入による施設管理の最適化等、当協会として経験の浅い分野については、専門的知識を有する企業・団体等と連携し、取り組んでいく。

#### 6 川崎市立労働会館の管理業務の受託

休館後から工事着工までの期間における、警備、備品・資料等搬出補助業務をはじめとした会館の管理業務について川崎市より委託を受け、令和5年4月1日より6月30日までの3カ月にわたり業務を行う。

また、再編整備の期間中、川崎市教育文化会館に移転し業務を行う「川崎労働資料室」の運営並びに「川崎労働学校」の開催事業については、川崎市の公募状況を見極め、当法人での受託を目指し、取り組んでいく。

# 資 料

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

## 1 会議の開催

区 分	開催時期	内 容 (審議事項等)
理 事 会	令和5年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度事業報告、決算等の審議</li> <li>・事業運営に関する重要事項の審議</li> </ul>
	令和6年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業計画、予算等の審議</li> <li>・事業運営に関する重要事項の審議</li> </ul>
評 議 員 会	令和5年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度決算の審議</li> <li>・事業運営に関する重要事項の審議</li> </ul>
	令和6年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営に関する重要事項の審議</li> </ul>

## 2 広報活動

協会の経営状況、事業の実施状況等をホームページ上に公開するとともに、協会が運営する施設や労働福祉に関する情報を提供してまいります。

区 分	内 容
ホームページの改装及び更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の事業、施設の紹介</li> <li>・新規事業取組みの紹介</li> <li>・労働情報総合提供サービスの充実</li> <li>・主催事業の開催案内、参加者募集案内等</li> </ul>
事業案内等の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業案内(リーフレット)の作成・配布</li> <li>・主催事業のポスター、チラシ等の作成・配布</li> </ul>
広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ労働プラザ広報誌「プラザ通信」の発行</li> <li>・川崎市生活文化会館広報誌「てくのだより」の発行</li> </ul>

## 3 日雇労働者に対する無料の職業紹介事業

区 分	項 目	内容 (目標・計画)
求人開拓	新規登録事業所	15 社
	訪 問 (登録事業所)	200 社
	(未登録事業所)	100 社
	合計	300 社
職業紹介 (求人確保)	電 話 (登録事業所)	400 件
	(未登録事業所)	100 件
	合計	500 件
	日雇求人 (延)	350 人
職業紹介 (求人確保)	有期求人 (延)	25,000 人
	常用求人	2,000 人
労働相談	新規登録求職者	150 人
	職業相談	3,000 件
	その他の相談	350 件

## 4 日雇労働者等に対する技能講習事業

対象者	項目	内容 (目標・計画)
-----	----	------------

日雇労働者 ホームレス 住居喪失不安定就労者等	通所講習	講習科目 アーク溶接、ガス溶接、小型移動式クレーン、 車両系建機(整地・掘削)、フォークリフト、 ハウスクリーニング、パソコン等 講習科目 30科目 募集人員 100人
-------------------------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

## 5 ホームレス等に対する就業支援事業

項 目		内 容 (目標・計画)	
ホームレス等	就業相談	横浜相談室	200人
		川崎相談室	200人
		計	400人

## 6 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業

項 目	内 容 (目標・計画)
支給対象人員	510人(予定)
支給金額	27,000円(予定)
支給日	令和5年12月の1回(予定)口座振込

## 7 ことぶき保育園における保育事業

### 【保育目標】

- ①健康な子ども
- ②自分や友だちを大切に、思いやりをもった子ども
- ③自分で考え行動できる子ども

区分	項目	内容 (目標・計画)
入所児童定員	乳児 15名 幼児 45名 計 60名	待機児童解消のため市と連携して弾力的運用 乳児30名、幼児36名 計66名まで受入
開園時間 7:30～19:00	保育短時間	平日 8:30～16:30(土曜日 8:30～16:30)
	保育標準時間	平日 7:30～18:30(土曜日 7:30～ 17:00)
特別保育事業	延長保育	平日18:30～19:00
	障害児保育	集団生活が可能な児童の受入
	外国籍児保育	中華街等に働く外国籍の親をもつ児童の積極的受入
	地域活動事業	子育て支援 ・ 寿地区のイベント参加 ・ 七夕、豆まき、敬老を祝う会、地域の住民との交流 ・ お店屋さんごっこ、夏祭り、サッカー交流
	一時保育	・地域のニーズを踏まえ新規実施
幼保小教育交流事業	幼保小交流事業	・ 園長校長会、実行委員会、全体交流会 年間2～3回開催 ・ 小学校入学への連携 ・ ブロックごとに分かれての交流会
東門前・大師保育園との交流	相互訪問	・ 観劇など
	合同研修	・ 3園職員合同研修会開催
研修	園内外での研修	・ キャリアアップ研修・乳児保育・幼児保育・障害児保育・虐待防止・不審者対応・幼保小研究会等
実習生の受入		・ 専門学校等
給食	完全給食	・ 主食の提供(ご飯・麺類・パン) ・ 除去食(アレルギー、宗教上の問題からの除去食)



## 8 東門前保育園における保育事業

### 【保育目標】

#### ①健康な子ども

一人ひとりの状況を適切に把握し、乳幼児期に大切な遊びを通して、健康な心と体の発達、生活に必要な基本的な習慣や態度を培う。

#### ②仲間を作れる子ども

一人ひとりが大事にされ、のびのびと生活できる環境を整備するとともに、様々な体験を通じて愛情と信頼感、社会生活に必要な自主性、協調性を学び、生命の大切さを知る。

#### ③考える子ども

個性を尊重し発達に見合った生活や遊びの材料を提供することにより、自然や社会の事象について興味や関心を持ち、豊かな感性、発想、思考力を高める。

区分	項目	内容(目標・計画)
入所児童定員	乳児15名 幼児45名 計60名	待機児童解消のため市と連携して弾力的運用 ・ 乳児25名、幼児37名の62名まで受入
保育時間 7:00～19:00	通常保育	7:00～18:00(平日・土曜日)
特別保育事業	延長保育	18:00～19:00(平日・土曜日)
	障害児保育	・ 集団生活の可能な児童の受け入れ
	地域活動事業	・ 七夕・七夕送り、お正月あそび会、節分、ひな祭り、プーリ開放、園庭の開放、等の行事に地域住民(町内会等)を招待
	地域子育て支援	・ 未入所児童の身体測定、健康相談(年2回)
看護師の雇用	非常勤職員	園児・職員の健康・体調管理、乳児保育
ことぶき・大師保育園との交流	相互訪問	・ 移動動物園・観劇・年長児交流・お正月お楽しみ会
研修	園内外での研修	・ 乳児保育 ・ 幼児の遊び ・ 環境認識 ・ わらべうた ・ 文学研究会等 ・ 救急法 ・ 調理研修 ・ 発達障害、障害児保育 ・ キャリアアップ
実習生の受入		・ 短大・専門学校等
幼保小連携活動	・ 交流活動 ・ 研修・情報交換	・ 学区の小学生と交流・相互訪問 ・ 職員等(校長、園長、教諭、保育士)
給食	完全給食	・ 完全給食の提供(ご飯・麺類・パン・主菜・副菜・果物) ・ 除去食(アレルギー等) ・ 体調不良児等への配慮食 ・ 宗教上の理由による配慮(代替)食

## 9 大師保育園における保育事業

### 【保育目標】

#### ①心身ともに健康な子ども

#### ②友達を思いやり仲良く遊べる子ども

#### ③自分を大切にし、自分の思いや考えをしっかりと伝えられる子ども

#### ④自然や社会の事象に興味を持ち豊かな感性を育み考えて行動する子ども

区分	項目	内容(目標・計画)
入所児童定員	乳児 56名 幼児 74名 計130名	・ 産休明け保育(生後43日から)の実施 ・ 令和5年度受入れ予定 乳児56名 ・ 幼児77名 計133名
開園時間 7:00～20:00	保育短時間	8:30～16:30(平日・土曜日)

	保育標準時間	7:00～18:00(平日・土曜日)
特別保育事業	延長保育	18:00～20:00
	障害児保育	集団生活の可能な児童の受入
	地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園庭開放 ・ 体験保育 ・ 移動動物園 ・ お正月を楽しむ会</li> <li>・ こそだてほっとばあく (地区プラザへ保育士派遣)</li> <li>令和5年度は新型コロナウイルス感染症の状況をみて行事の招致を決定する</li> <li>・ 川崎市家庭的保育支援事業</li> </ul>
ことぶき・東門前保育園との交流	相互訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発表会</li> <li>・ お正月を楽しむ会</li> </ul>
研修	園内外での研修	乳児保育、幼児保育、救急法、保健衛生研修、障害児研修、給食担当者研修、栄養士・看護師の地域連携研修、調理員研修、感染症対策研修、防犯研修、キャリアアップ
実習生の受入及び中高生仕事体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育実習</li> <li>・ 職業体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短大・保育専門学校等……2週間</li> <li>・ 近隣の中学校……… 2時間～6時間</li> </ul>
幼保小連携活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流活動</li> <li>・ 研修・情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学区の小中学生と交流</li> <li>・ 幼保小(校長、園長、教諭、保育士)</li> </ul>
給食	完全給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主食の提供(ご飯・麺類・パン)</li> <li>・ 除去食(アレルギー等)</li> <li>・ 体調不良児への配慮食等</li> </ul>

## 10 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業

貸付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害等級6級以上の視覚障害により離職し、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した盲特別支援学校等に入校した方</li> <li>・ 離職により雇用保険を受給し、当該給付期間が満了となった方(雇用保険等の給付期間満了後4年以上経過した後に盲特別支援学校等に入校した方を除く。)、これに準ずる事情にあると認められる方又は盲特別支援学校等に入校したことにより雇用保険等の支給を打ち切られた方</li> <li>・ 県内に住所を有し、かつ、盲特別支援学校等の入校日以前に1年以上県内に住所を有している方</li> <li>・ 貸付対象者及び生計を一にする家族の1ヶ月の収入合計が、基準額以下である方</li> </ul>
貸付額	・ 月額46,000円(最終貸付月は、3,000円を加算した額) 無利息
貸付期間	・ 盲特別支援学校等の在学期間(36ヶ月を限度)
貸付の休止	・ 盲特別支援学校等を休学又は停学したとき
貸付の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盲特別支援学校等を退学したとき</li> <li>・ 県外に住所を移したとき(特に認めた場合を除く。)</li> <li>・ 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたとき</li> <li>・ 借受けを辞退したとき</li> <li>・ 貸付継続が適当でないとして認められるとき</li> </ul>
貸付金の返還	・ 最終貸付月の翌月から2年間据え置いた後、半年賦の方法により、最長10年間均等分割して償還する。特段の理由がある場合は、据置期間を延長することができる。
貸付金の返還免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師免許証のいずれかの交付を受けたとき</li> <li>・ 死亡、疾病、生活困窮等により貸付金を返還できなくなったと認められるとき</li> </ul>

## 11 労働教育事業

### (1) 神奈川県労働大学講座

講座内容	労働法、人事労務管理、労働福祉、社会保障 等
受講定員	230人
実施回数	全30講座
受講料等	49,500円(団体、障害者割引あり) 1講義ごとの聴講制度有り

### (2) 労働講座

講座内容	労働法入門、労働法基礎、他
受講定員	1回 40人
講座開催数	4講座
受講料等	4,000円～15,000円

### (3) 労務管理実務講座

講座内容	社会保険、給与計算、年末調整、年金実務、法改正対応等
受講定員	1回 40人
講座開催数	10講座
受講料等	4,000円～15,000円

### (4) 課題別労働講座

講座内容	労働問題の今日的課題、法改正、重要判決等、最新動向等
受講定員	1回 40人
講座開催数	社会的要請に応じ適宜開催
受講料等	未定

### (5) 働く人の健康講座

講座内容	働く人の健康に資する内容の講座等
受講定員	1回 50人
講座開催数	社会的要請に応じ適宜開催
受講料等	未定

## 1 2 神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営事業

区 分	項 目	内 容(目標・計画)
利用人員等	ホール 会議室 その他の施設 労働情報コーナー	76,000 人 113,000 人 20,000 人 11,000 人 合計 220,000 人
	駐車場	16,445 台
講座の開催	宅地建物取引士資格取得講座 管理業務主任者資格取得講座 行政書士資格取得準備講座 神奈川県の歴史 源氏物語講座 ピラティス入門教室 前・中・後期 昼・夜 ヨガ講座 前・中・後期 昼・夜	令和5年4月から全39回 30名 令和5年4月から全32回 30名 令和5年4月から全24回 30名 令和5年4月から全12回 80名 令和5年5月から全12回 35名 令和5年5月から全30回 前・中・後期 15名 令和5年4月から全40回 前・中・後期 24名
	簿記3級資格取得講座 FP3・2級資格取得準備講座 メンタルヘルス講座	令和5年11月から全7回 30名 令和5年12月から全20回 30名 令和6年 全1回 72名
	プラザフェスタ	令和6年2月予定 ・利用団体の活動の発表の場 ・サークルによる体験教室や作品展示 ・地域との交流の場(販売、体験) ・県機関、県関係機関の情報提供・PR
広報	ホームページの更新	・ホームページの更新 ・施設案内と事業、サークル情報等の配信 ・各施設の特徴を踏まえた広報
	プラザ通信・労働情報コーナーだよりの発行	・施設情報、労働情報、講座案内等の提供 ・プラザ通信年3回発行 ・労働情報コーナーだよりの毎月発行
	類似施設とのネットワーク	・近隣の類似施設とネットワークを構築し、協力・連携を継続 ・ホームページの相互リンク
施設等の整備並びにサービスの充実	利用者サービスの向上	・利用者満足度調査の実施(年2回) ・プラザコンシェルジュの配置 ・貸ロッカーサービスの実施 ・各種サービスプランの実施
	労働情報コーナーの充実	・タイムリーな情報を提供する特集コーナーの充実 ・新規図書の実充実・図書管理システム充実 ・インターネット環境の整備による情報提供
	施設整備	・キャッシュレス決済の導入
社会貢献	社会福祉への寄与	・各種募金活動への協力

## 1 3 川崎市生活文化会館の管理運営事業

区 分	項 目	内 容(目標・計画)
利用人員	ホール 研修室 実習室	59,500 人 72,500 人 28,000 人 合計 160,000 人

講座の開催等	(提案事業) 大型電動ラジコカー組立走行教室 世界の料理教室 季節を楽しむ和菓子教室 料理入門教室 ミシン入門教室 夏休みものづくり体験教室(5~6講座) ドット曼荼羅アート教室 パン作り教室 ソーセージづくり教室 友禅染教室 アイロンがけ教室 フラワーアレンジメント教室 革張り椅子製作教室	令和5年4月8日から全10回 10人 春夏秋冬全4回 80人 春夏秋冬全4回 80人 令和5年 5月全5回 100人 令和5年 6月 30人 令和5年7~8月 教室により10~50人 令和5年 10月 16人 令和5年 11月 20人 令和5年 11月 20人 令和5年 11月 15人 令和5年 12月 20人 令和5年 12月 60人 令和5年 1月 15人
	(自主事業) ゼロから学ぶ健康マージャン教室 ウクレレ入門教室 アロマ講座 職場のメンタルセミナー スワッグ教室 キルト教室	令和5年4月3日から全8回 40人 令和5年 5月全10回 40人 令和5年 9月 令和5年 10月 60人 令和5年 11月 30名 令和5年 3月 20名
	てくのまつり	令和6年2月予定 ・利用団体の作品発表の場 ・マイスターの作品展示及び体験学習 ・技連協団体のものづくり体験教室 ・川崎市施策の市民向けPR等 ・チャリティイベント等
	てくのコンテスト	令和6年2月予定 ・利用団体のてくのまつり出展作品(着物着付・鎌倉彫・絵等)に対する市民投票によるコンテスト
広報	「技能者への道プロジェクト」	・川崎市技連協、かわさきマイスター等と連携、協働して催し物を企画、開催
	ホームページ・SNS等	・施設案内と事業、サークル情報等の配信 ・共済・後援事業情報のHP掲載
施設等の整備並びにサービスの充実	「てくのだより」(広報誌)の発行	・6.9.12.3月の4回発行 ・施設情報、川崎市技連協情報等の提供
	利用者サービスの向上	・有料貸出しロッカーの設置増 ・会議室、工作実習室のキャスター付きテーブル設置 ・(貸出備品)スポーツミラーの導入 ・利用者満足度調査の実施(年2回) ・パーティ宴会プランの提供 ・お弁当の手配
社会貢献	施設整備等	・照明器具のLED化 等
	社会福祉への寄与	・各種募金活動への協力 ・チャリティイベント等の売上金の寄付
	社会的問題への取組み	・コネクションズかわさきとの協働により、引きこもりの若者に就業体験機会の提供